



裁判前前で多くの人に傍聴と支援を訴える



組合事務所は 組合員と団結のよりどころ

「退去」せず市当局の
権利侵害とたたかい続ける
組合事務所の撤去期限が迫った3月14日、大阪市労組は大阪地方裁判所に「不許可処分を取り消し」を求める訴訟を行い、3月29日には、府労働委員会に不当労働行為の救済申し立てをしています。

24年度からは「使用を認めない」とした大阪当局ですが、4月1日朝以降、組合事務所の鍵を市労組に渡し、これまでどおり水光熱費も受け取るとしました。今、庁内で退去せずにたたかっているのは市労組だけです。大阪労連に設置した「労働者の権利侵害とたたかう闘争委員会」は、4月2日から組合事務所の体制確保のための常駐体制を続けてきました。4月21・22日には、官民



報告集会で「みなさんとともに元気がなくなります」と決意を述べる竹村委員長

協力で市民にむけて宣伝ビラ5万枚を配布しました。

庁舎内の組合事務所の存在は憲法で保障された権利

そして、組合事務所の使用を求めた裁判が5月9日に始まりました。当日の朝、裁判所前では、組合事務所の退去通知の取り消しと使用許可を求め、支援と協力を求めるビラまきを行い、法廷には傍聴席があふれる70人の仲間が集まりました。

10時からの第1回裁判の陳述では、市労組が庁内に組合事務所の貸与を受けた経過や組合事務所での実際の活動実態を述べ、憲法で保障された正当な活動であることを強調しました。

すべての労働者への攻撃に
対し先頭に立って頑張る

市労組の竹村委員長は、「組合事務所は労働組合にとって、活動の要になることです。職員の働く庁舎内に市労組の組合事務所があることで、職員の仕事や職場での悩み、労働条件、職場環境などについての相談がきめ細かくできます。最近では、仕事の繁忙化によるメンタルの病気などの相談が年々増加しています。私たちは働きがいのもてる労働環境の確保や住民福祉の向上をめざす市役所づくり、子どもたちに豊か

な教育環境の実現のために、今後も変わらず奮闘したい」と述べました。

終了後、中之島中央公会堂で行われた報告集会では、民間労働者の仲間

間から「この攻撃は大阪市役所内だけの問題ではなく、すべての労働者にかげられたものです。さらに弱者切り捨てのPT試験で、全市民には

こ先が向けられようとしています。ぜひ、皆さんといっしょに頑張っていきたい」という決意が述べられました。

たたかいはこれから。憲法で労働者と労働組合に認められた権利を守るために、大阪自治労連として闘争を強化します。

泉佐野市・千代松市長の賃金8%カット強行に

お互いを支えあいながら、これからもねばり強くがんばるぞ!



「民意」を盾にした市長の 独裁と横暴は許さない

同時に、市民にも訴えようと「市民宣伝ビラ」を作成。阪南ブロックの仲間の協力も得ながら市内全戸配布を行い、「私たちは、自分たちの賃金や労働条件のことだけを言っているのではない」と宣伝しました。

こうした中、若い職員の怒り

この結果に確信を持ち、「民意」を盾にした独裁・横暴はゆるさないたたかいは市民要求と結合させ、引き続き若い力で全職員一丸となった取り組みにつなげたいと思います。

公平委員会が異例の「意見」を表明

昨年9月、職員全体の7割を超える605人(消防職員含む)が公平委員会に措置要求を提出しました。

今年1月の公開口頭審理を経て、4月10日に同委員会から「棄却」という判定が下された

ものの、異例の「意見」がつけました。

全職員一丸で
抗議署名に取り組み

昨年4月に千代松市長が就任して以降、橋下市長と同様の独

裁・横暴がくり返されるもとで、泉佐野市職労は給与カット闘争委員会を立ち上げ、各職場から有志が集まって議論を重ね、自治労泉佐野市職と一団に全職員一丸となって職場連名抗議署名に取り組みました。

また、ひとことカードで職員一人ひとりの生活実態や怒りの声を集約し、日刊ニュースに連載するなど、より多くの仲間の声を結集して千代松市長に訴え、その時々で「何ができるか、何をしなければならぬか」を議論しながら運動を進めてきました。

やパワーが長引くたたかいは元気づけ、お互いを支え合う役割を果たすとともに、様々な職場からの参加のあと押しになりました。

市長の行政責任が
問われる「判定」

今回の判定で異例の「意見」がつけられたのは、千代松市長のやり方がいかに不透明・不誠実なものであったかを公平委員会が「遺憾」ということばを使って認め、8%カットが円滑な行政運営に支障が出るのではないかという希望するという「意見」も添えられており、千代松市長の雇用者・行政執行者責任が大きく問われる内容にもなっています。

今月のキーワード

関西広域連合

2010年(平成22年)12月発足。都道府県レベルでは初の広域連合。大阪・京都・滋賀・兵庫・和歌山・鳥取・徳島の7府県が参加する広域行政組織。防災、観光・文化、医療、産業振興、環境など7分野の業務に共同で取り組み、将来的には政府の出先機関から権限の移管をめざします。しかし、分権でなく大きな組織に集権する政治になるため、住民の意思から遠ざかることが懸念されます。

今月のキーワード

地方労働委員会

公務員、船員、現業(林野庁国有林野事業)、特定独立行政法人の職員以外の労働者が関係する労使紛争を解決するため、労働組合法(昭和24年法律174号)に基づいて各都道府県に設置されている行政委員会。略称、地労委。構成は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者からなっています。